

平成 23 年度 事業計画

社団法人日本馬術連盟（JEF）は、日本における馬術の中央団体として、定款第 3 条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

特に平成 23 年度においては、①第 30 回オリンピック競技大会（2012/ロンドン）の団体出場権を獲得するため、ヨーロッパ（予定）で行われる障害、馬場、総合の各地域予選競技会に選手を派遣する。②国内の競技力強化および国内でのオリンピック出場資格取得を可能とするため、馬場および総合の FEI 公認スリースター競技会を主催する。③公益社団法人への移行のため認定申請を行う。

1. 各種馬術競技会の主催および公認

- (1) 全日本障害馬術大会（ジュニアを含む 3 大会）、全日本馬場馬術大会（ジュニアを含む 3 大会）、全日本総合馬術大会（ジュニアおよびヤングを含む 3 大会）、全日本エンデュランス馬術大会を主催する。また、第 66 回国民体育大会馬術競技（山口県）を文部科学省他の団体とともに主催する。
- (2) 国際馬術連盟（FEI）公認の国際馬術競技会を主催する。
- (3) 会員団体が主催する国際競技会の FEI 公認を支援する。
- (4) 公認競技会のカテゴリー制、グレード制等を円滑に運営し、活性化に努める。

2. 馬術競技に関する各種規程等の制定

- (1) JEF の各種規程の制定および改廃を行う。
- (2) FEI 各種規程の制定・改廃に対応して、国内規程への適用を図る。

3. 国際馬術競技会等への参加および人馬の派遣

- (1) オリンピック地域予選競技会（障害、馬場、総合）に選手団を派遣する。日本代表人馬選考のため、必要に応じて選考競技会を開催する。
- (2) ワールドカップ（障害）日本リーグでファイナルの資格を得た馬に対して、日本からの輸送を支援する。
- (3) 海外の FEI 公認競技会に参加する日本選手を支援する。
- (4) 国際レベルの選手を育成するため、ジュニア層の発掘および強化に努め、海外の競技会・講習会等に選手を派遣する。
- (5) 国際競技会等へ選手・役員を派遣し競技力向上に努めるとともに、海外の情報収集を図り、併せて国際交流・親善を深める。

4. 馬術の普及および競技力の向上

- (1) 騎乗・調教技術の向上を図るため、強化訓練を実施する。

- (2) 組成団体に対し、その加盟する団体が所有する馬匹について、飼育費助成および優秀乗馬助成を行う。また、都道府県馬術連盟および組成団体の事業費・事務費の助成を行う。
- (3) 馬事関連団体と連携し、馬術の普及・振興に努める。
- (4) ナショナルトレーニングセンター中核拠点施設馬術競技強化拠点として文部科学省の指定を受けている御殿場市馬術・スポーツセンターを活用する。

5. 競技馬および選手の登録

- (1) 会員（個人・団体）および乗馬の登録を行う。
- (2) 新たに導入した「JEF 情報システム」を活用し、登録事務の合理化を図る。
- (3) 馬の個体識別に関する知識を広め、登録業務の円滑化を図る。

6. 各種資格の認定

- (1) 主催・公認競技会および国際競技会参加のための騎乗者および競技役員の資格認定・登録を行う。
- (2) 審判員等技術役員の新規資格者の認定・更新および技術の向上を図るため、講習会を実施する。
- (3) 指導者養成講習会を開催し、準コーチおよび公認馬術コーチ（(財)日本体育協会公認スポーツ指導者）の増員を図る。
- (4) 国際競技役員を養成するため、FEI 公認の講習会・研修会を主催するとともに海外の FEI 公認の講習会・研修会等に適格者を派遣する。

7. 馬術に関する事項の調査研究および指導奨励

- (1) FEI およびアジア馬術連盟の活動に参加し、国際情報の迅速な収集を行い日本馬術界の国際的地位向上を図る。
- (2) 「一貫指導・競技者育成プログラム」を見直し、必要な修正を行って実践する。
- (3) 主催競技会および FEI 公認競技会において馬のドーピング検査を実施する。
- (4) FEI が提唱する「馬のウエルフェア」および「クリーンスポーツ」を推進し、馬のドーピング防止に努める。
- (5) (財)日本アンチ・ドーピング機構と協力して、競技者のドーピング防止に関する知識を広めるとともに検査を実施する。

8. 競技馬の資質向上

- (1) 競技馬の資質向上のための奨励策として、優秀乗馬奨励金を交付する。
- (2) 競技馬の資源確保、調教技術向上のため内国産馬の活用振興を図り、その奨励策として内国産優秀乗馬奨励金を交付する。

- (3) 優秀な成績を収めた内国産馬の所有者・生産者を表彰する。
- (4) 国内の乗用馬生産団体に対して必要な助言を行うとともに、内国産馬活用促進のための事業を行う。

9. 機関誌等の発行および頒布

- (1) 情報を的確に伝達し、馬術の振興および各種記録の保存に資するため、月刊機関誌「馬術情報」を刊行する。
- (2) 各種情報の迅速な伝達および情報公開のためウェブサイトを経営する。
- (3) 会員とのコミュニケーション手段としてウェブサイトを活用するとともに「馬術情報」とリンクし、広報活動の充実を図る。
- (4) マスメディアに対し情報を積極的に提供する。

10. その他連盟の目的を達成するために必要な事業

- (1) 人馬の表彰
 - ア. 当該年度の国内外競技会において、優秀な成績を収めた人馬を表彰する。
 - イ. 永年に亘り馬術界に功績のあった人馬を表彰する。
- (2) 国際馬術基盤強化推進支援事業
 - ア. ロンドン・オリンピックの出場資格が取得できる国際競技会を国内で開催する。
 - イ. オリンピックの出場資格を国内で取得し、新たに海外活動を行う選手に対して、馬輸送費の支援を行う。
- (3) JEF 情報システムの検証
 - 新たに導入した「JEF 情報システム」の動作を検証し、必要に応じてその改善に務める。
- (4) 公益認定の申請
 - 公益社団法人の認定を取得するため、諸規定の整備を行い、内閣府公益認定等委員会に申請する。